

改正案	現行
<p>（賃貸住宅の賃借人の資格）</p> <p>第十三条 地方公社が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。</p> <p>一 次に掲げる者</p> <p>イ 現に住宅に困窮している者</p> <p>ロ 現に住宅に困窮している者に対し住宅を賃貸しようとする地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した一般社団法人若しくは一般財団法人で住宅の管理を行うことを目的とするもの</p> <p>ハ 事業者でその使用する従業員に対し住宅を貸し付けようとするものの</p> <p>ニ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設（以下この条及び第十六条の二第一項において「学校等」という。）の設置者でその学校等に在学する者に対し住宅を貸し付けようとするもの</p> <p>ホ 次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のため</p>	<p>（賃貸住宅の賃借人の資格）</p> <p>第十三条 地方公社が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。</p> <p>一 次に掲げる者</p> <p>イ 現に住宅に困窮している者</p> <p>ロ 現に住宅に困窮している者に対し住宅を賃貸しようとする地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した一般社団法人若しくは一般財団法人で住宅の管理を行うことを目的とするもの</p> <p>ハ 事業者でその使用する従業員に対し住宅を貸し付けようとするものの</p> <p>ニ 次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のため</p>

に住宅として使用しようとするもの

(1) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業

(2) 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業

(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）に係る同条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業

(5) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第五十五号）第八条第二項第二号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業（地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。）

二 家賃の支払のできる者

(削る)

(賃貸契約の内容)

第十六条の二 地方公社は、第十三条第一号ハ又は二に掲げる者に賃貸住

に住宅として使用しようとするもの

(1) 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業

(2) 老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業

(4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五条第一項の登録（同条第二項の登録の更新を含む。）に係る同条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業

(5) ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第五十五号）第八条第二項第二号に規定するホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業（地方公共団体が当該事業に要する費用の全部又は一部を負担してその推進を図るものに限る。）

二 家賃の支払のできる者

三 賃借人が第一号イ、ハ又は二に該当する場合にあっては、家賃の支払について確実な保証人のある者

(賃貸契約の内容)

第十六条の二 地方公社は、第十三条第一号ハに掲げる者に賃貸住宅を賃

宅を賃貸するときは、少なくとも次に掲げる事項を賃貸契約の内容としなければならない。

一 当該賃貸住宅を現に住宅に困窮している従業員又は学校等に在学する者に貸し付けること。

二 当該賃貸住宅を貸し付ける従業員又は学校等に在学する者を公正な方法により選考すること。

三 当該賃貸住宅の貸付けを受けた従業員又は学校等に在学する者の支払うべき家賃は、借借人が地方公社に対して支払うべき家賃の範囲内において、当該従業員又は学校等に在学する者の住居費の負担能力を考慮して定めること。

2 地方公社は、第十三条第一号ホに掲げる者に賃貸住宅を賃貸するときは、少なくとも次に掲げる事項を賃貸契約の内容としなければならない。

一 現に住宅に困窮している者を当該賃貸住宅に入居させること。

二 当該賃貸住宅に入居させる者を公正な方法により選考すること。

三 当該賃貸住宅に入居した者の支払うべき家賃に相当する費用は、借借人が地方公社に対して支払うべき家賃の範囲内において、当該者の住居費の負担能力を考慮して定めること。

貸するときは、少なくとも次に掲げる事項を賃貸契約の内容としなければならない。

一 当該賃貸住宅を現に住宅に困窮している従業員に貸し付けること。

二 当該賃貸住宅を貸し付ける従業員を公正な方法により選考すること。

三 当該賃貸住宅の貸付けを受けた従業員の支払うべき家賃は、借借人が地方公社に対して支払うべき家賃の範囲内において、当該従業員の住居費の負担能力を考慮して定めること。

2 地方公社は、第十三条第一号ニに掲げる者に賃貸住宅を賃貸するときは、少なくとも次に掲げる事項を賃貸契約の内容としなければならない。

一 現に住宅に困窮している者を当該賃貸住宅に入居させること。

二 当該賃貸住宅に入居させる者を公正な方法により選考すること。

三 当該賃貸住宅に入居した者の支払うべき家賃に相当する費用は、借借人が地方公社に対して支払うべき家賃の範囲内において、当該者の住居費の負担能力を考慮して定めること。